

株式会社 玉川 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率20%以上

女性社員・・・女性社員の取得率80%以上

<対策>

- 令和 7年 5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）
- 令和 9年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制施策の周知、研修
- 令和10年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制施策の運用開始

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

<対策>

- 令和 7年 5月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和10年 4月～ 業務量の見直し、事務の効率化などのへ取組実施
- 令和11年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：従業員の希望に沿った勤務地や働き方（短時間労働等）制度の実施。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 限定職制度の運用実施

以上